

奈良県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、明日香村から次の地域について換地処分をした旨、届出があつた。

平成二十九年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

地域 農村活性化プロジェクト支援交付金事業 阪田地区